

令和5年度（2023年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）5月9日（火）
午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
- 議案第2号 重大事態の調査の実施主体の決定について
- 議案第3号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について

(2) 報告

- 報告(1) 令和6年度（2024年度）熊本県公立学校教員採用選考考査について
- 報告(2) 令和4年度（2022年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号は、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号及び議案第2号、報告(1)及び報告(2)を公開で審議し、非公開で議案第3号を審議した。

(4) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しています。

5月臨時県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。

該当の議案は、2ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。3ページの第9号議案は、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。4ページの条例等議案関係（概要）の「2 専決処分理由」にありますとおり、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。5ページの第10号議案も、第9号議案と同じく熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起

に係るものであり、別の債務者に関するものです。6ページの条例等議案関係（概要）も同様の内容となっています。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 「重大事態の調査の実施主体の決定について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。議案第3号の提案理由の説明の前に、本事案の概要について御説明します。

資料3ページ「4 本事案の概要等」を御覧ください。当該男子生徒は、令和2年（2020年）4月に県立ひのくに高等支援学校に入学し、令和5年（2023年）3月に卒業しました。令和3年（2021年）12月、当該男子生徒の保護者から、当該男子生徒の鞆に、同級生から複数の牛乳パックを入れられているとの申し出がありました。その後、当該男子生徒の保護者から、当該男子生徒が呼吸困難感等を訴えているとの申し出があり、欠席日数が増加するようになりました。令和4年（2022年）3月、当該男子生徒の保護者から、令和3年（2021年）8月以降、同級生に交通費を貸して欲しいと言われ、財布ごと渡さざるを得ない状況、同級生に対するゲームセンター代や中古スマホ購入費の支払い、割れたスマホケースと買ったばかりのスマホケースとの交換など、複数の被害を受けたとの申し出がありました。

学校は関係生徒に事実確認を行い、令和4年（2022年）4月に、当該男子生徒と同級生との間で謝罪の機会も設定しましたが、当該男子生徒の欠席が続きました。保護者からは、当該男子生徒は、日常生活にも支障をきたし、学校に行きたくても行けない状況が続いたとの申し出がなされています。

学校は、基本調査（いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定に基づく調査）を実施し、以下の6件をいじめとして認知しましたが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項の規定に基づく調査）が必要であると判断したものです。

学校がいじめと認知したものは、①先輩が当該男子生徒の走り方について話をした行為、②同級生が当該男子生徒から渡された財布からお金を取得した行為、③同級生が当該男子生徒のバッグに牛乳パックを入れた行為及び別の同級生が当該男子生徒に牛乳パックを渡した行為、④同級生が当該男子生徒と一緒にゲームセンターに行った際に当該男子生徒が代金を支払った行為、⑤同級生がフリマサイトで購入したスマホの代金を当該男子生徒が支払った行為、⑥同級生が自分の古いスマホケースと当該男子生徒のスマホケースを交換した行為です。

それでは、改めて提案理由を御説明します。資料1ページを御覧ください。

本事案については、ただ今御説明しましたとおり、いじめの有無及び不登校との因果関係等について、詳しい調査を行う必要があると判断されますので、「い

じめ防止対策推進法第28条第1項第2号」並びに「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条」の規定に基づき、調査の実施主体を決定する必要があります。このことが、今回の提案理由です。

次に、調査の実施主体等について、具体的に御説明します。資料3ページを御覧ください。調査の実施主体は、「学校いじめ調査委員会」としています。調査委員等は、「県教育委員会が推薦する法律、医療、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者（以下「専門家等」という。）の3人を含む5人以内」で「委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。」としています。調査委員の推薦については、「県教育委員会として、法律、医療、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者をそれぞれ1人推薦する。その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。」としています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

調査委員の推薦についてです。今回は、生徒の実態を踏まえて、特別な配慮をして推薦等が行われるのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

特性を踏まえた推薦を依頼します。

田浦委員

保護者の訴えは、令和4年（2022年）3月で、いじめがあったのは令和3年（2021年）8月以降とありますが、その間、学校の先生に相談等はしなかったのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

令和3年（2021年）、令和4年（2022年）に学校と保護者とのやりとりはありましたが、保護者の訴えを受けた際に、いじめではなく生徒間トラブルとして対応していました。謝罪等も行われましたが、その後も欠席が続くという経緯があり、今回の調査に至ったものです。

西山委員

保護者は、誰に相談されていたのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

旧担任に相談されていました。

西山委員

学校にスクールカウンセラーは配置されていなかったのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

配置されていました。

西山委員

担任にもスクールカウンセラーにも相談していないということで、相談しやすい窓口の設置が必要だと思いました。

田浦委員

生徒間トラブルの時点で解決ができていれば、こじれなかったのではないかと思います。相談を受けた後、生徒の状況確認や対応はできていたのでしょうか。

学校安全・安心推進課

謝罪の場の設定等の対応はしており、その後も家庭とのやりとりは行っていま

した。また、学校ではプロジェクトチームを編成し、不登校状態への対応を組織的に行う等していましたが、結果として、不登校状態は改善されませんでした。再発防止策も含めて、今回の調査委員会の調査を行っていきます。

木之内委員

経緯は理解しました。重大事態にするという判断基準についてですが、保護者からの要望があったためなのでしょうか。あるいは、再発防止も含めて、重大事態としてきちんと検証する必要があるというのが主体なのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

最終的な判断は、基本調査等を踏まえ、事案の重大性の有無等が判断基準となります。一方、国のガイドラインにも、「保護者・本人の意向を踏まえる」といった記載があります。

今回も、保護者とのやりとりの中で、重大事態として調査して欲しいという意向がありました。それらを踏まえた上で、事案の重大性、再発防止策の必要性等を勘案して、今回提案をしたものです。

木之内委員

対応についてですが、もちろん学校も精一杯対応されたと思いますが、その対応の仕方についてもしっかりと調査し、再発防止につなげてほしいと思います。

西山委員

未然防止、初期対応をしていかなければならないところで、今回の相談ルートや時期に違和感を持っています。以前から、県立学校にはスクールサインを設定してあると聞いていますが、今の話を聞いていると、スクールサインが機能していないのではないかと思います。スクールサインという言葉はできあがっていますが、仕組みについてもしっかりと検証していただき、未然に察知できるような体制を考えてほしいと思います。

学校安全・安心推進課長

今回に関しては、スクールサインというルートではありませんでしたが、スクールサインの活用も含めた相談体制の構築については、今後も検討を進めていきたいと思っています。

田口委員

心のアンケートでも、特別支援学校で「話せる人がいなかった」生徒の割合が高く、小中高とは違う状況にあります。生徒のSOSを察知する方法やシステムについて、特別支援学校においては検討を要するのではないかと思います。

田浦委員

令和4年（2022年）4月に謝罪の機会を設定したということですが、長期欠席が続いた状態で行われたのでしょうか。それ以前の段階で、事案ごとに、その都度納得いく解決が図られていたのかについて、疑問を持っています。謝罪をするのであれば、一つ一つの事案について、納得のいく解決が図られて、謝罪が行われていたというのが理想ではないかと思います。

学校安全・安心推進課長

個々の事案や訴えについて、事実確認等を行い、それを踏まえて謝罪の場の設定や不登校状態の改善には努めていました。結果としては、事態の改善につながらなかったのは事実です。これらについても、調査委員会での検証・再発防止につなげるべきであると考えています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1)「令和6年度(2024年度)熊本県公立学校教員採用選考考査について」

学校人事課長

学校人事課です。報告(1)「令和6年度熊本県公立学校教員採用選考考査について」、主な概要を「実施要項」と書かれた冊子により、説明します。

まず、昨年度からの主な変更点ですが、14ページの表紙の枠囲み「1 主な変更点」を御覧ください。受考者数の増加を図り、優秀な人材を確保するため、今年度は、大きく5点、改善しています。

まず星印の1つ目ですが、「本県臨時的任用教員を対象とした免除制度の条件緩和」です。これまで、本県臨時的任用教員については、一次考査の一部を免除しています。任用期間については、小学校教諭は、12月以上、小学校教諭以外については、36月以上としていましたが、全ての校種・職種について、12月以上としました。

2つ目は、「教職経験者を対象とした免除制度の拡大」です。本県以外の学校及び熊本市立学校で、通算3年以上の勤務経験がある元教諭に対して、第一次考査の一部を免除します。また、本県以外の学校及び熊本市立学校で、現在、臨時的任用教員等として任用されている方で、過去5年間に臨採経験が通算36月以上ある方に対しても、第一次考査の一部免除を行います。

3つ目は、「教職大学院修了又は修了予定者を対象とした特別選考の導入」です。これは、より専門性に長けた即戦力となり得る優秀な若手人材の確保を図るために、教職大学院を修了又は修了予定である方に対し、一次考査の全免除を行うものです。

4つ目は、「志願手続の電子化」です。本年度から志願手続きを電子申請のみとし、電子申請に係る留意事項及び入力例等をホームページにて周知することで、選考関係業務の効率化やミスの防止を図っていきます。

5つ目は、「小学校教諭等合格者に対する配属先の希望聴取の実施」です。小学校教諭の受考者数は年々減少傾向にあり、昨年度の大学訪問の中で、学生からは配属先への不安の声が聴かれました。そこで、小学校教諭等合格者に配置を希望する地域ブロックについて聴取を行うことで、配置に関する不安を緩和し、受考者の確保につなげていきたいと考えています。

次に、採用予定数についてですが、16ページを御覧ください。採用予定数については、中ほどの「3 受考校種・職種及び教科等」の表のとおりとなっています。主なものとして、小学校教諭等が125名程度、中学校教諭等が85名程度、高等学校教諭等が54名程度、特別支援学校(学級)教諭等が66名程度などを予定しています。

なお、全ての校種・職種の採用予定数の合計は、352名程度で、前年度の採用予定数410名程度から、58名の減です。減の要因としては、今年度から定年延長が始まったこと、また、再任用の教員が一定数確保できる見込みであること等によるものです。

次に、選考考査のスケジュール等についてですが、19ページを御覧ください。

第一次考査については、ページ下の方「5 第一次考査」の「(1) 日程及び会場」の表に記載のとおり、7月9日(日)に、熊本高等学校、熊本商業高等学校に加えて、小学校教諭等については、東京会場でも実施します。

20ページの下の方を御覧ください。「(4) 結果の通知について」ですが、第一次考査の結果は、7月24日(月)に通知を予定しています。また、第一次考査の合格者に対する第二次考査は、「6 第二次考査」の「(2) 期日」のとおり、1日目を8月13日(日)に行い、2日目は8月14日(月)から18日(金)のうちの指定した1日に行います。第二次考査の結果については、次の21ページになりますが、「(6) 考査結果の通知」に記載のとおり、10月上旬の通知を予定しています。

22ページを御覧ください。志願の受付については、「8 志願手続」にありますが、5月12日(月)から25日(木)まで受け付けます。志願手続については、先ほど御説明したとおり、電子申請のみとしています。

23ページを御覧ください。「(2) 実施要項の請求方法」にありますように、「実施要項」については、先週5月2日(火)から、県庁や各教育事務所などで配布を開始しています。

説明は以上ですが、受考者確保に向けて、本日御説明した選考考査の改善に加え、大学訪問やPR動画などにより、教員の魅力を伝える取組の強化に努めています。

学校人事課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

木之内委員

配置先の聴取を行うということですが、希望が偏るなどの可能性があると思います。希望が一つの地域に偏った場合、人によっては希望が叶わないこともあると思います。その対応はどうされますか。

学校人事課長

これまで希望聴取はしていませんでしたが、これまでも初任者の出身地などを配慮しながら配置を行ってきました。確かに、希望聴取をすると地域が偏る可能性はあります。全ての希望を満たすことはできませんので、最大限希望は踏まえつつも、配置先を検討していくことになると思います。初任の先生は、3年間勤務した後は、別の地域に異動することになりますので、そのときに改めて希望を聞き、ローテーションで配置先を考えていきたいと思っています。

木之内委員

配置先の希望を聞くとすると、希望する地域に行けると期待をしてしまう人もいると思います。聞くことが悪いということではなく、実際の配置先については、本人の希望を勘案しながら配慮をしていただきたいと思います。

田口委員

優秀な先生を集めるために努力をしていただいているとは思いますが、小学校の採用予定数が、昨年度から55人減ったことに衝撃を受けました。先ほどの説明では、定年延長による退職者の減少と、再任用の先生方が一定数確保されるということを勘案しての数というお話でしたが、採用予定数はどのようにして決められたのでしょうか。また、熊本県は、教員の充足率が十分ではないとメディアでよく言われています。今回の採用予定数で充足率は改善されるとお考えでしょうか。

学校人事課長

採用予定人数をどのようにして決めているかということですが、今後の退職者の見込みや、欠員数が今後どのように変わっていくかという見通しを元に計画を立てて、採用予定数を決定しています。また、教員不足の大きな原因の一つとして、臨時的任用教員が本採用となることで、現場にいる臨時的任用教員が減っていくことが挙げられます。今回、小学校における正職員の採用予定数は、退職者数の減少に伴って減らしたところですが、臨時的任用教員の確保についても、今後考えていかなければならないことだと考えています。

今後、校長先生の人脈を生かしながら、臨時的任用教員の確保に努めていきたいと思えます。

田口委員

最初から臨時的任用教員を当てにしているように聞こえたのですが、本来であれば、正規の教員で充足率を上げていかなければならないと思うのですがいかがお考えでしょうか。

学校人事課長

職員の構成について、臨時的任用教員を当てにしているということではなく、不測の事態に対応するため、例えば育児休業や病気休業等に対応するために、一定数臨時的任用教員が必要となってきます。現在、そのような突発的な事態にも対応できない状況があります。正職員が必要だということは確かですが、突発的な事態に対応できるように、臨時的任用教員の確保も進めていかなければならないと考えています。

田口委員

全国の状況を見ると、充足率が100%を超えているところもたくさんあります。充足率が100%を超えたところは、産休・育休の先生方への対応ということで、かなり安定した教員数を持った上で、安心して産休・育休をとれるような環境を整えている県や政令指定都市があります。その点で、熊本県は遅れているように思いました。今後、教員の充足率100%を超える教員を、常に持つておける県にしてほしいと思えます。

学校人事課長

他県の取組も参考にしながら、改善策を図っていききたいと思えます。

西山委員

他県で大学3年生から採用試験を受けることができると聞き、非常にいい取組だと思いましたが、今後、熊本県でもそのような取組を行われる予定はあるでしょうか。

学校人事課長

本年度、東京都において、大学3年生から採用試験を受けることができる取組が実施されると聞いており、そのような取組があることは承知しています。取組としては画期的で、検討に値するものだと考えています。一方で、国で採用試験の早期化や複線化についての議論がなされており、国の動きや先行事例等を見ながら、検討を進めていききたいと考えています。

西山委員

それに合わせて、教員の魅力を高める努力をしていく必要があると思えます。現在仕事をされている先生方は、教員の仕事にやりがい・働き甲斐を感じられていると思えますが、さらにモチベーションを高めるためにどうすればいいのか。働き方改革にもつながってきますが、教員の魅力を高める取組を行ってほしいと

思います。

教育長

採用予定数は、既に周知しているのですか。

学校人事課長

実施要項の配布も既に開始しており、周知をしています。

教育長

採用数を予定数以上に増やすことは可能ですか。

学校人事課長

優秀な人材が多数いるのであれば、予定数よりも多く採用することは考えています。

教育長

教員の充足率を見ながら、教職員の採用について考えていただけたらと思います。

教育長

他はよろしいですか。

○報告（２）「令和４年度（２０２２年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料１を御覧ください。

昨年度、県内の児童生徒に対して実施しました「熊本県公立学校心のアンケート」の調査結果の概要について、資料１に沿って御説明します。なお、本調査結果は、熊本市立学校を除いたものとなっています。また、令和４年度（２０２２年度）より、質問用紙によるものと、情報端末を用いたものを学校で選択できるようにして行いました。いずれの方法においても、無記名のアンケートとなります。

まず、資料１の「３ 結果の概要」の（１）・（２）から説明します。

（１）で、「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童生徒は、小学校が９１．７％、中学校が８９．２％、高校が９２．４％、特別支援学校が９１．８％と、全校種において９割前後の児童生徒が「学校が楽しい」と答えています。好ましい結果だと思えますが、１割程度の児童生徒が「学校が楽しくない」と回答していることについては、今後も引き続き、注視していく必要があります。

（２）は、児童生徒の自己有用感等について把握するために設けた質問です。「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じる」について、「思う」・「少しは思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校が７３．６％、中学校が６９．１％、高校が７１．０％、特別支援学校が７８．０％で、横ばいとなっています。自己有用感を感じられないと回答している３割程度の児童生徒への指導の工夫が求められるところです。

次に、（３）「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合です。小学校が１７．１％、中学校が３．８％、高校が１．０％、特別支援学校が２．８％でした。これを学年別の割合で見ますと、小・中・高いずれも、学年が低い程、割合が高い傾向が見られます。特に、小学校では１年生・２年生で「いじめられた」と回答した割合が２５％を超えています。

そこで、「どのようないじめを受けたか」が（５）になります。校種により「殴られた、けられた」「冷やかした、からかい」等の回答の割合が多くなってい

ます。また、前年比では「インターネットの掲示板やSNS等で嫌なことをされた」と回答する生徒の割合は減少しています。

資料1の2ページです。(6)「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒の割合は、小学校が26.2%、中学校が29.7%、高校が34.4%、特別支援学校が55.0%でした。各学校において、「今もいじめが続いている」と回答した児童生徒を面談等により特定し、学校いじめ対策組織による事実関係の調査やいじめの認知等を行いながら、解消に向けた取組を継続しています。解消のめどが立った後も、細やかな見守りを継続しているところです。

なお、急激な割合の増減が見られる特別支援学校におけるいじめ問題に対しては、個別のかつより一層丁寧な対応が求められるため、今後も注視し、対応を検討していくべき事柄であると捉えています。

次に、(7)「いじめられたことをだれかに話したか」を御覧ください。「話をした」と回答した児童生徒の割合は、小学校が70.0%、中学校が79.7%、高校が86.1%、特別支援学校が80.0%でした。前年度比で全体的に増加しており、特に高校では、ここ2年間で10ポイント以上増加しています。ただし、小学校における「話していない」の割合は依然として他校種より高くなっています。

なお、(8)の「誰に話をしたか」において、わずかではありますが「相談電話など」の回答が増加傾向にあります。今後も周知が進み、有効に活用されるよう努めていきます。

次に、(9)「いじめられたことを話した結果どうなりましたか」については、「いじめはなくなった」若しくは「前よりもいじめは減った」と答えた児童生徒の割合は、小学校が82.4%、中学校が76.0%、高校が64.2%、特別支援学校が65.6%でした。人に話すことで、状況が改善される傾向にあることは、数値を見ても明らかです。逆に、(10)の「いじめを受けた人は、なぜ話をしなかったか」については、中学校における「話せる人がいなかった」、高校における「知られたくない」「話しても解決しない」という回答割合が増加しています。周囲との信頼関係を構築するコミュニケーション能力の育成に、学校生活のあらゆる場面で取り組むよう、支援していきます。

次に、資料3ページの(15)、令和4年度(2022年度)より新設された問いである「あなたの学級にはいじめを許さないという雰囲気がありますか」についてです。全校種において15%前後の児童生徒が「あまりない」「ない」と回答しています。この状況を改善していくことが、今後のいじめの件数等の減少に直結していくものと考えます。また、「わからない」と回答している2~3割の児童生徒が、自信を持って「ある」と答えられる学級づくりを目指し、支援していきます。

ここからは、情報端末等に関する質問になります。(16)「自由に使えるネットに接続可能な機器を持っていますか」を御覧ください。スマートフォンを所持している児童生徒の割合の増加は継続しています。また、ゲーム機器が通信機器として利用されている現状もあります。

また、(17)から、所有する端末を用いての自分や他人の個人情報についての記載が、中学・高校で増加傾向にあることも課題として捉えています。学校におけるネットリテラシーの指導の重要性を更に強く感じているところです。

次に、(18)です。全体としては横ばいと言えますが、高校の割合が4割弱で推移しています。学校内外で深刻な事態につながる事例もありますので、保護

者への啓発は、改善すべき喫緊の課題の一つと捉えています。

続いて、資料4ページの4、学校における今後の取組について御説明します。

まず、「学校が楽しい」と回答している児童生徒の割合が90%前後、自己有用感を感じている児童生徒が70%前後という結果は、現場の先生方の努力と御指導の結果ですので、是非とも自信につなげていただきたいと思います。

資料の①から④までについて、それぞれ簡潔に御説明します。①は自尊感情・自己有用感についてです。資料にあります文部科学省国立教育政策研究所発行の生徒指導リーフレットの「授業や行事の中で全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、彼らの『自己有用感』が高まれば、いじめには向かわない。」という言葉のとおり、県教育委員会としては、引き続き学校において、児童生徒の発達段階を考慮しながら、自尊感情や自己有用感を育む教育活動の推進に努めていきます。このことは、いじめの減少に必ずつながると考えます。学校生活のあらゆる場面で、このような指導が行われるよう努めていきます。

次に、②です。生徒個人の内面の成長を促すと同時に、いじめをしない・させない・見逃さない学級・学校の雰囲気づくりを進めていきます。

次に、③です。周囲との信頼関係の構築、SOSを発しやすい体制の整備と教職員の気づく力の向上等、いじめの未然防止と早期解決に係る取組を充実させていきます。

最後に、④です。スマートフォン所持者の低年齢化、通信機能を有するゲーム機器の普及、学校での1人1台の情報端末の配付等により、児童生徒のインターネット、SNSの利用機会は増大し続けています。児童生徒や保護者に『「親の学び」オンデマンド講座』や『くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条』等を活用し、フィルタリング機能等の利用促進や家庭内ルールづくり等のペアレンタルコントロールの啓発と情報モラル教育等の充実を図っていきます。先に述べましたとおり、深刻な事態に発展した事案もありますので、特に高校生の保護者に対して、この点は、今後更に力を入れていく必要があると考えます。

最後に、「5 熊本県教育委員会の今後の取組」です。①にありますように、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランにおいて、「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」を、令和5年度（2023年度）までに100%にすることを指標としています。現状としては、中学校及び高校では「誰かに話した」と回答した割合は増加傾向ですが、小学校では、他の校種よりも「話した」と回答している割合が、特に低学年において低くなっていることが課題と考えています。今後も継続して取り組んでいきます。

また、③のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による教育相談体制の充実、④のスクールサインの活用や、新たなネットワークサイトの実証実験をとおしての援助希求行動能力の育成等をはじめとした、資料②から⑥までの取組をとおして、いじめ問題の未然防止や早期対応に向けた取組を継続していきます。

特に、教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、必要な時間数を確保し、積極的な活用を図るとともに、各学校に設置している情報集約担当者研修をとおして、学校における組織的な教育相談体制を充実させていきます。

全ての児童生徒にとって、安全・安心な学校とするために、一人ひとりの児童生徒の心身の小さな変化を見逃すことのないように、万全を期す必要があります。先生方には児童生徒の不安に丁寧に寄り添っていただくよう、引き続きお願いし

ているところです。説明は、以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

回答数も多く、有用なデータであると思えました。今後、このデータをより良く生かそうと思った場合に、例えば、「(8) 話した結果どうになりましたか」に対して「いじめはなくなった」と「そうでない」という回答がありますが、それが何に起因するのか等、クロス集計をするとより見えてくると思います。「いじめはなくなった」と答えている子どもたちが、他の項目でどのように答えているのか。例えば、(7)で、「担任の先生」に相談したら解決が早かった、あるいは「相談電話」ではどうだったのか。何が効果的であったのか。あるいは、逆に「いじめは無くならなかった」「もっとひどくなった」というのが何に起因するのか。そのあたりも細かく見ていくと、更に指導に生かせる良いデータになると思います。これについて、分かれば教えていただきたいです。

学校安全・安心推進課長

クロス集計を含めた詳細な分析については、検討していきます。また、調査の仕方で、相関関係が見えるような工夫の検討も必要だと考えています。無記名のアンケートで安心感を持って回答してもらうことを維持しつつ、その上で、どのようにしてクロス集計等の詳細な分析につなげるか、検討していきたいと思えます。

田口委員

匿名でもクロス集計はできると思いますので、ぜひお願いします。(7)にある「相談電話など」を利用した方々が、どこからこの窓口にとどりついたのか、相談を全て聴いた後に、なぜここに相談してこられたかを尋ねると、学校の掲示物やネット上の検索結果等の理由が分かり、もっと利用してもらえるようになると思います。相談電話に行きついた原因については、調べていただければと思っています。

学校安全・安心推進課長

このアンケートの中で調べるかどうかは別として、相談電話等の効果的な周知のルートについては、考えていきたいと思えます。

西山委員

安全・安心については、課題がたくさんあり大変だと思いますが、このような調査のデータを是非活用していただきたいと思えます。「いじめを受けた人は誰に話をしましたか」に、「スクールサイン」がありません。「熊本県教育委員会の今後の取組」の④で、「スクールサインの周知を図る」「生徒が自分達で対処法を投稿し合うネットワークサイトにも取り組む」「早期発見、早期対応につなげる」とありますが、このことについても是非、優先順位を上げて取り組んでいただきたいと思えます。

スクールサインという言葉は知っていますが、中身がよく分かりません。関係者が理解して、スクールサインを活用しながら情報を共有していくという環境をつくっていくことが大事なことでありたいと思えますので、④の優先順位を上げていただくと、大変ありがたいです。

学校安全・安心推進課長

相談しやすい窓口として活用され、スクールサインの周知・活用が推奨されるよう、努力していきたいと思えます。

田浦委員

相談電話についてですが、「話せる人がいない」「知られたくない」という子どもたちにとって、相談電話は助けになると思いますので、もっと強く周知していただければと思います。また、「話しても解決しない」と思っている子どもたちについても、このような相談窓口で話をすることで、視点が変わったり、思い込みを調整する方向で話をされたりすると思いますので、電話相談の活用を強く勧めていただけたらと思います。

学校でのいじめの対応はありがたいですが、いじめの定義が、不快な言動が全ていじめになるということであると、いじめを許さない雰囲気があるかという質問もありましたが、成長していく上で、人間関係を学んでいく時に、トラブルがあるということは必ずしも悪いことではないと思います。学びの場ですので、相手を慮り、自分の思いを相手に伝える能力等を学ぶ上で、小学校の低学年のうちから、そのような訓練ができると良いと思います。

「いじめを許さない」ということが「接触しない方がいい」という考えにもつながる可能性がありますので、子どもたちには、人間関係を勉強する良い機会でもあるとも思っていたきたいと思います。その際、教師の言葉は大きな力を持つと感じています。中学時代に不登校気味になっていた生徒がいて、昼休みの前だけでも登校するよう指示があり、その時間に登校していました。昼食を食べて、「頑張ったね。帰ろうか。」となったときに、他の子どもたちは「昼食だけ食べて帰れるのはいいな。」と言ってしまい、その結果、また行きづらくなってしまったということがありました。そのような発言をした生徒の気持ちも分かりますし、努力をしている不登校の生徒の気持ちも分かります。行きたくても行けない状況にあるということ、将来を考えると学校に行けないことは非常に不安で、辛いことであるということも考えて欲しいと先生が言ってくださったらと思います。「自分たちは一日頑張って学校にいるのに、昼だけ来て帰る」と思っていますが、「あなたの状況も分かっているから、少しずつでも努力をしていこう」といった方向に持って行ってもらえれば、お互い上手くいくのではないかと思います。それが上手くいくときと、いかないときがあるように感じています。

どのように考えればよいのかという言葉かけを、先生方からしていただけると大変ありがたいと思っています。

学校安全・安心推進課長

「話せる人がいない」等については、コミュニケーション能力の育成が大事だと思っています。また、過去に相談しても上手くいかなかったという経験がある生徒は、その後に声をあげることに難しさを感じている生徒もいると思います。そのようにならないための努力が必要ですが、たとえ過去にそのようなことがあったとしても、安心して声をあげられる環境を作る必要があると思っています。

いじめに関しても、法的には心身の苦痛を被害者が感じれば、いじめと定義されますが、いじめの中にも状況や継続性等、程度の軽重があり、それに応じてしっかり対応していく必要があります。未然防止も重要ですが、その中で人間的な成長を促すようなものも含めた対応・指導が行われるよう、県教育委員会としても支援していく必要があると思っています。

教師の声かけについては、当事者の生徒だけではなく、周囲の生徒への声かけをどうしていくかということは、指導の中で大事なことです。学級の雰囲気づくり、周囲の子がどのような視点をもって接していくかを含めた指導についても、県教育委員会として良い声かけができるよう、取組を進めていきたいと思っています。

西山委員

今のお話は是非お願いしたいのですが、やはり先生の指導もですが、生徒間のコミュニティで、皆が関係していく必要があると思います。「どうしてそのようなことを言うのか」という話を、誰かが言っていないといけないと思います。担任の先生は一人しかいないので、先ほどのスクールサインやネットワークサイト等、皆が意見を言い合えるような土壌を作り、生徒間で解消していくような文化やコミュニティを作っていく必要があると思います。先生の目の届く範囲は限られています。先生にも指導をしていただく必要はありますが、生徒が自ら解決していくようなネットワークサイト等、自由に発言し、「こんなことを考える人間がいるのか」といったことを皆で理解しながら、自分たちで、自浄作用を持てるように努力していくような仕組みができてくると良いなと思いました。

学校安全・安心推進課長

スクールサインは匿名で声があげやすいものであると思います。それを含めて、教員だけでやるのではなく、クラス・学年・学校の中で、助け合える良い雰囲気づくりが大切だというのは、御指摘のとおりだと思います。

今回のアンケートは、いじめを許さないという内容を中心に質問を立てていますが、それ以外の不登校への対策も含めて、助け合える環境づくりについても、進めていく必要があると思います。

教育長

多くの御意見をいただきました。アンケートとしては全県的に行われた貴重なデータです。この後分析し、未然防止・再発防止に生かしていきたいと思っています。

教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。
引き続き、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）6月5日（月）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時00分。